

令和8年1月16日(金)  
指定障害福祉サービス事業所集団指導

# 障害児通所支援事業における 人員配置及び加算算定の 留意点について

松本市 こども若者部 こども福祉課  
相談・支援担当

# 本日のアウトライン

## I 人員に関する基準、人員配置の留意点

- ・基準人員の配置
- ・人員欠如減算について

## II 加算算定の留意点

- ・児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算

## III その他、運営上の留意点

- ・医療的ケア区分の応じた報酬・医療連携体制加算
- ・事故報告
- ・各種変更届出の提出について 等

## IV こども性暴力防止法

## V 障害福祉サービス情報公開システム

# 本日の要点

- ・ 基準人員の配置を満たさない場合、児童指導員等加配加算および専門的支援体制加算の算定はできません。
- ・ 児童指導員等加配加算および専門的支援体制加算は、人員基準を満たした上で算定できるもの。
- ・ 児童指導員等加配加算および専門的支援体制加算対象の従業員が基準人員の補充として配置される日があった場合は、当該月について加算算定できない可能性がある。
- ・ 人員欠如減算(児童発達支援管理責任者、児童指導員・保育士)について、事後の相談では減算のリスクが拡大してしまう。

→まずは基準人員の配置を満たすことを優先してください。  
→事業所の管理者が日々の勤務体制・実績の管理を徹底することが大事。

# I 人員に関する基準、人員配置の留意点

- 基準人員の配置
- 人員欠如減算について

# 1 児童発達支援(センターを除く)・ 放課後等デイサービスの人員配置基準

児童指導員又は 保育士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人以上は常勤</li> <li>・合计数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数以上             <ul style="list-style-type: none"> <li>①障害児の数が10人まで 2人以上</li> <li>②10人を超えるもの 2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</li> </ul> </li> <li>・機能訓練担当職員、看護職員の数を合计数に含めることができる</li> <li>・機能訓練担当職員、看護職員の数を合计数に含める場合は、半数以上は児童指導員又は保育士</li> </ul>
児童発達支援管理責任者	1人以上(1人以上は専任かつ常勤)
機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に置く
看護職員	医療的ケアを行う場合に置く
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの(支障がない場合はほかの職務との兼務可)

※看護職員については、医療的ケアを行う場合であっても、医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ医療的ケアを行わせる場合等、一定の場合には配置しないことができる。

※主として重症心身障害児を通わせる場合の従業者の基準は別に定められており、次の①～⑤につき各々1人以上配置することとされている。

①嘱託医 ②看護職員 ③児童指導員又は保育士 ④機能訓練担当職員 ⑤児童発達支援管理責任者  
(①嘱託医は月1回以上は事務所勤務、④は週1回以上かつ週で1日あたり営業時間以上は勤務…経過措置中)

## 2 居宅訪問型児童発達支援 人員配置基準

訪問支援員	訪問支援を行うために必要な数 (障害児について、介護、訓練等を行う業務その他の業務に3年以上従事した理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は保育士等)
児童発達支援管理責任者	1人以上(専ら当該事業所の職務に従事する者を1人以上)
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの(上記訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼務する場合を除き、他の職務との兼務可)

## 3 保育所等訪問支援 人員配置基準

訪問支援員	訪問支援を行うために必要な数
児童発達支援管理責任者	1人以上(専ら当該事業所の職務に従事する者を1人以上)
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの(上記訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼務する場合を除き、他の職務との兼務可)

## 4 児童発達支援センター 人員配置基準

嘱託医	1人以上
児童指導員及び保育士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総数がおおむね障害児の数を4で除して得た数以上</li> <li>※機能訓練担当職員、看護職員の数を含めることができる。</li> <li>・児童指導員 1人以上</li> <li>・保育士 1人以上</li> <li>※機能訓練担当職員、看護職員の数を含める場合は、半数以上が児童指導員又は保育士であること</li> </ul>
栄養士	1人以上 ※障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる。
調理員	1人以上 ※調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる。
児童発達支援管理責任者	1人以上
機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に置く
看護職員	医療的ケアを行う場合に置く
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの(支障がない場合はほかの職務との兼務可)

※看護職員については、医療的ケアを行う場合であっても、医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ医療的ケアを行わせる場合等、一定の場合には配置しないことができる。

※主として難聴児を通わせる場合の従業者については、上表の人員に加え、「言語聴覚士」を指定児童発達支援の単位ごとに4人以上配置することとされている。

※主として重症心身障害児を通わせる場合の従業者については、上表の人員中「機能訓練担当職員」、「看護職員」は各1人以上が必置。

## 5 用語の定義

<p>常勤</p>	<p><u>各事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいう。</u> ただし、※<b>例外措置あり。</b></p> <p>多機能型事業所によって行われる指定児童発達支援と放課後等デイサービスの 場合</p> <p>各指導員を兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、上記条件を満たす。</p> <p>勤務形態の例</p> <table border="1" data-bbox="463 778 1796 885"> <tr> <td>9時</td> <td>14時</td> <td>18時</td> </tr> <tr> <td colspan="2">児童発達支援</td> <td>放課後等デイサービス</td> </tr> </table> <p>1日当たり勤務8時間 1週間当たり5日勤務</p> <p></p> <p>1週間当たり40時間勤務となり、上記32時間以上の条件を満たす。</p>	9時	14時	18時	児童発達支援		放課後等デイサービス
9時	14時	18時					
児童発達支援		放課後等デイサービス					
<p>「専ら従事する」、 「専ら提供に当たる」、 「専従」</p>	<p><u>原則として、サービス提供時間帯を通じて指定通所支援以外の職務に従事しないことをいう。</u></p> <p>→ 児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、サービスの単位ごとの提供時間をいう。</p> <p>→ 常勤・非常勤の別を問わない。</p>						

## 6 人員基準における仕事と育児・介護の両立支援(※例外措置)

### <対象事業>

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、  
居宅訪問型児童発達支援

### <概要>

○仕事と育児・介護との両立を進めるため、「常勤」要件及び「常勤換算」要件が次のとおり緩和される。

- ①「常勤」の計算にあたり、職員が、男女雇用機会均等法による母性健康管理措置又は、育児・介護休業法による育児・介護のための所定労働時間の短縮等の措置を受けている場合には、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことが可能。
- ②「常勤換算」の計算にあたり、職員が、母性健康管理措置又は育児・介護休業法による育児・介護のための所定労働時間の短縮等の措置を受けている場合には、週30時間以上の勤務で常勤換算上も1.0人と扱うことが可能。

## 6 人員基準における仕事と育児・介護の両立支援(※例外措置)

### <概要(続き)>

③ 人員基準や報酬算定において「常勤」要件が定められている職種にある職員が、労働基準法による産前産後休業、男女雇用機会均等法による母性健康管理措置、育児・介護休業法による育児休業、介護休業、育児休業に準ずる休業を取得した場合に、当該職種において求められる資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員基準を満たすことが可能。

例) 児童発達支援管理責任者が労働基準法による産前産後休業により一定期間の休業を取得した場合、当該休業の期間中において、児童発達支援管理責任者の資格を有する非常勤職員2名を、合計常勤換算1.0人となるように配置した場合、児童発達支援管理責任者の配置基準を満たしているものとみなす。

## 7 児童発達支援管理責任者の配置について

### 留意点

#### ① 常勤であること

原則として、サービス提供時間帯を通じて指定通所支援以外の職務に従事してはならないことをいう。この場合のサービス提供時間とは従業者の指定障害児通所支援事業所における勤務時間(児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、サービス単位ごとの提供時間)をいうもの。

#### ② 専従であること

原則として専従でなければならず、職種間の兼務は認められるものではない。このため、児童発達支援及び提供した指定通所支援の客観的な評価等の客観性を担保する観点から、児童発達支援管理責任者と直接支援の提供を行う児童指導員等とは異なる者でなければならない。

## 8 人員欠如減算～児童発達支援管理責任者～①

対象サービス	児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援
減算対象	欠如翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く)
減算割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減算適用1月日から4月日…所定単位数の100分の70で算定(利用児童全員)</li> <li>・5月日以降…所定単位数の100分の50で算定(利用児童全員)</li> </ul>

※児童発達支援センター、主として重度心身障害児を通わせる事業所を除く

※児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算、専門的支援実施加算、看護職員加配加算など基準の人員配置を満たしていることが前提の加算については、人員欠如している期間は請求できません。

## 8 人員欠如減算～児童発達支援管理責任者～②

### 具体例

従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (R7年 1 2月分)

職種	勤務形態	氏名	第 1 週							第 2 週							第 3 週							第 4 週							4週 の合 計	週平 均の 勤務 時間
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28		
児童発達支援管理責任者	常勤	A	①	①	①	①	①	④	④	①	①	①	①	①	④	④	病欠	病欠	病欠	病欠	病欠	④	④	病欠	病欠	病欠	病欠	病欠	④	④	80	10
保育士	常勤	C	①	①	①	①	①	④	④	①	①	①	①	①	④	④	①	①	①	①	①	④	④	①	①	①	①	①	④	④	160	40
児童指導員 (5年以上)	常勤	D	①	①	①	①	①	④	④	①	①	①	①	①	④	④	①	①	①	①	①	④	④	①	①	①	①	①	④	④	160	40
児童指導員	非常勤	E	②	②	②					②	②						②	②	②										96	24		
保育士	非常勤	F				②	②						②	②															64	16		

**例**

児発管A氏が12月の後半から病欠となっており、12月の常勤を満たしていない  
→人員欠如

児発管のA氏は体調不良から1月についても配置ができないことがわかっている  
→人員欠如翌月

1月中に児童発達支援管理責任者を配置できなければ2月から減算対象となる。

**早期に報告・  
相談を！**

## 8 人員欠如減算～児童指導員及び保育士～①

対象サービス		児童発達支援、放課後等デイサービス
減算対象	1割を超えて減少した場合	翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで々月から人員欠如が解消されるに至った月まで(ただし、翌月の月末において人員基準を満たすに至っている場合を除く)
	1割の範囲内で減少した場合	翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで
減算割合	・減算適用1月目及び2月目…所定単位数の100分の70で算定(利用児童全員) ・3月目以降…所定単位数の100分の50で算定(利用児童全員)	

※児童発達支援センター、主として重度心身障害児を通わせる事業所、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援を除く

## 8 人員欠如減算～児童指導員及び保育士～ ②

人員欠如減算には至らないが基準人員が欠如した際の考え方～具体例～

職 種	勤務形態	氏名	第 1 週							第 2 週							第 3 週							第 4 週							4 週 の合 計	週平 均の 勤務 時間									
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14			1	2	3	4	5	6	7	8	9
児童発達支援 管理責任者	常勤	A	①	①	①	①	①	④	④	①	①	①	①	①	④	④	①	①	①	①	①	④	④	①	①	①	①	①	④	④	①	①	①	①	①	④	④	160	40		
児童指導員 基準人員常勤	常勤	B	①	①	①	①	①	④	④	①	①	①	①	①	④	④	病欠	病欠	病欠	病欠	病欠	病欠	病欠	①	①	①	①	①	④	④	①	①	①	①	①	④	④	160	40		
保育士 基準人員 2 人 目	常勤	C	①	①	①	①	①	④	④	①	①	①	①	①	④	④	①	①	①	①	①	④	④	①	①	①	①	①	④	④	①	①	①	①	①	④	④	160	40		
児童指導員 加配加算常勤 専従	常勤	D	②	②	②					②	②	②					②	②	②					②	②	②												96	24		

基準人員欠如発生

基準人員欠如を加配  
人員で補充(※2)

基準人員欠如を他の  
児童指導員で補充  
(※1)

※1……サービス提供時間の人員配置が確保された(人員基準を満たしている)

※2……児童指導員等加配加算(常勤・専従)の職員を基準人員として充てた場合、加配加算は算定できない。松本市では現状、日単位で算定不可としている。

## Ⅱ 加算算定の留意点

- ・児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算

# 1 加配加算の算定における留意点

## 児童指導員等加配加算・専門的支援体制加算

基準人員が有休、病欠等の理由で必要な員数配置ができなかった日が発生し、児童指導員等加配加算および専門的支援体制加算の対象従業員が基準人員として配置された日や時間帯があった場合

→ 児童指導員等加配加算および専門的支援体制加算の対象従業員が基準人員を補った日および時間数については、加配の員数(勤務時間数)から除外される

→ 加算要件を満たせず、月単位で算定不可となる可能性もある

# 1 加配加算の算定における留意点

## 児童指導員等加配加算・専門的支援体制加算

～こども家庭庁QA～

問 児童指導員等加配加算について、加配職員の配置について、常勤により配置する場合に、当該職員が病気で欠勤する場合や有休休暇を取得する場合であっても、配置の要件を満たすという理解でよいか。

【令和6年6月6日発出 Q&A VOL5 問 3】

(答) ○ お見込みのとおり。

○ なお、欠勤等が1月以上続く場合には、配置要件を満たさなくなるものとする。

※児童指導員等加配加算および専門的支援体制加算の対象従業員が長期の有休、欠勤、病欠等の状況である場合で、1カ月を超えて月に必要な員数の勤務が確認されない場合、加算の算定ができません。

※児童指導員等加配加算および専門的支援体制加算の対象従業員が長期に欠勤、病欠等により、1カ月の員数を満たさない場合は、加配での配置を外す検討を。

### Ⅲ その他、運営上の留意点

- ・医療的ケア区分の応じた報酬
- ・医療連携体制加算
- ・事故報告
- ・各種変更届出の提出について 等

# 1 医療的ケア区分に応じた基本報酬

## <対象事業>

児童発達支援、放課後等デイサービス

## <概要>

○医療的ケアのスコアが3点以上の児童に対して、一定の数の看護職員を配置して医療的ケアを提供した場合に、当該医療的ケア児の医療的ケアのスコアに応じた区分により基本報酬を算定することができる。

○医療的ケアのスコア表及び算定要件の詳細については、「医療的ケアを必要とする障害児への支援に係る報酬の取扱いについて（Vol.2）」（令和3年5月19日付け厚生労働省障害福祉課事務連絡）等を参照のこと。

## 2 医療連携体制加算①

対象サービス	区分	加算要件	算定単位
児童発達支援 放課後等デイサー ビス	I	医療機関等との連携により、看護職員を訪問させ、 <b>非医療的ケア児</b> に対して <b>1時間未満</b> の看護を行った場合に、1回の訪問につき8人の障害児を限度として算定する。	対象利用者 に 32単位/日
	II	医療機関等との連携により、看護職員を訪問させ、 <b>非医療的ケア児</b> に対して <b>1時間以上2時間未満</b> の看護を行った場合に、1回の訪問につき8人の障害児を限度として算定する。	対象利用者 に 63単位/日
	III	医療機関等との連携により、看護職員を訪問させ、 <b>非医療的ケア児</b> に対して <b>2時間以上</b> の看護を行った場合に、1回の訪問につき8人の障害児を限度として算定する。	指導を行った 看護職員1人 に 125単位/日

※(I)～(III)については、医療的ケア区分に応じた基本報酬又は重症心身障害児の基本報酬を算定している障害児には算定することができない。

※看護を提供した時間について、非医療的ケア児の場合には、医療的ケア児の場合と異なり、当該障害児に対し直接に支援を提供した時間となり、長時間看護職員が配置(訪問)されていたとしても、配置(訪問)時間がそのまま加算の区分上の時間にならない。

## 2 医療連携体制加算②

対象サービス	区分	加算要件	算定単位
児童発達支援 放課後等デイ サービス	Ⅳ	医療機関等との連携により、看護職員を訪問させ、 <b>医療的ケア児</b> に対して <b>4時間未満</b> の看護を行った場合に、1回の訪問につき8人の障害児を限度として算定する。(Ⅰ～Ⅲを算定している場合は算定不可)	看護を受けた障害児の数に応じ、対象利用者に400～800単位/日
	Ⅴ	医療機関等との連携により、看護職員を訪問させ、 <b>医療的ケア児</b> に対して <b>4時間以上</b> の看護を行った場合に、1回の訪問につき8人の障害児を限度として算定する。(Ⅰ～Ⅲを算定している場合は算定不可)	看護を受けた障害児の数に応じ、対象利用者に800～1600単位/日

※(Ⅳ)、(Ⅴ)については、医療的ケア区分に応じた基本報酬又は重症心身障害児の基本報酬を算定している障害児には算定することができない。また、医療的ケア児が3人以上利用している事業所においては、医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定することを原則とする。

※看護を提供した時間について、医療的ケア児の場合には、非医療的ケア児の場合と異なり、直接に看護を提供した時間以外の見守りの時間も含めた時間が、看護を提供した時間となる。

※医療連携体制加算と医療的ケア区分に応じた基本報酬の算定関係については、「医療的ケアを必要とする障害児への支援に係る報酬の取扱いについて(Vol.2)」(令和3年5月19日付け厚生労働省障害福祉課事務連絡)の21ページ以下を参照のこと。

## 2 医療連携体制加算③

対象サービス	区分	加算要件	算定単位
児童発達支援 放課後等デイサー ビス	Ⅵ	医療機関等との連携により、看護職員を訪問させ、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等の指導を行った場合。	指導を行った看護職員1人に500単位/日
	Ⅶ	認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により喀痰吸引等を行った場合。	対象利用者に250単位/日

※(Ⅵ)については、医療的ケア区分に応じた基本報酬又は重症心身障害児の基本報酬を算定している障害児には算定することができない。

※(Ⅶ)については、主として重心障害児を通わせる事業所において重症心身障害児に対して指定通所支援を行った場合の基本報酬が算定されていた障害児については医療連携体制加算(Ⅶ)を算定することができないとされていたが、令和6年報酬改定後は当該障害児についても算定可能となった。

※医療的ケア区分による基本報酬を算定している場合や、看護職員を確保し医療連携体制加算(Ⅰ)～(Ⅴ)により評価されている場合、主として重症心身障害児を通わせる事業所において看護職員加配加算を算定している場合には、算定しない。

## (参考)医療連携体制加算の柔軟な運用

医療連携体制加算(Ⅰ)～(Ⅵ)は、以下の方法により実施することができる。

	方法	要件
①	医療機関等の看護職員を訪問させる。	医療機関等(訪問看護ステーション含む)と委託契約を締結し、看護職員を施設へ訪問させ、施設において看護を行う。
②	同一法人内の他施設の看護職員を派遣させる。	同一法人内の他施設に配置されている看護職員を派遣させ、看護を行う。 (※法人内の医療体制に係る実施計画等を作成する必要がある。また、派遣元の施設の看護職員の配置基準・加算要件に支障がないよう留意すること。)
③	施設に看護職員を配置する。	施設に看護職員を雇用・配置し、看護を行う。(H27～) (※基準上必要な職員のうち看護職員の資格を有する者が看護を行う場合も対象となるが、 <b>看護に係る時間は常勤換算数から除外される点に留意すること。</b> )

## (参考)医療連携体制加算の留意事項

	留意事項	内容
①	看護職員の取扱い	・看護職員とは、保健師、助産師、看護師、准看護師をいう。
②	多機能型事業所の取扱い	・多機能型事業所の複数サービスにわたって看護を行った場合も、対象者全員(看護師1人につき最大8名)に対して算定する。 ※生活介護又は機能訓練を行っている多機能型事業所は、当該多機能型事業所の利用者に対して算定できない。
③	看護の取扱い	・利用者に対する看護行為等を個別支援計画に明確に位置づけて実施する。 ・障害児の主治医等から看護の提供等に関する指示を受けること。 ・病状等により医師の指示による看護行為が行えない状況も想定されるため、その場合は医療ケアを実施しない場合も加算を算定できる。
④	対象者の取扱い	・精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者は対象外。
⑤	委託契約の取扱い	・医療機関等と委託契約を締結し看護職員を訪問させる場合、看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を事業所が医療機関等へ支払うこととなる。その際、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合があるため、契約締結に当たっては医療機関等とよく相談すること。 【参考】医療保険の算定対象範囲は以下の通知を参照。 「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」(平成18年3月31日保医発第0331002号)

## 4 事故発生時の対応

○事故発生時の対応整備に係る緊急時対応マニュアル、事故対応マニュアルが作成されていない等、事故対応の体制及び手順等、事故が発生した場合の措置が不十分であった。

○事故発生時のマニュアルに報告先として市(支給決定・事業所指定)が記載されていないかった。

○事故が発生した際に市へ報告をしていなかった。

### 【対応が求められる内容】

- ・ 事業者は、支援の提供により事故が発生した場合の対応マニュアルをあらかじめ定めておくことが望ましいです。また、マニュアルの報告先には少なくとも、事故に係る障がい児の家族及び市(支給決定・事業所指定)へ入れてください。
- ・ 事業所は、賠償すべき事故が起こった場合には速やかに賠償しなければならないため、損害賠償保険に加入することを検討してもよいです。
- ・ リスクマネジメントの視点を取り入れた業務の見直しと取組としては、日常業務を事故防止の観点から再点検し、サービスの標準化と個別化を図るとともに、利用者の動きの把握、目配りを欠かさない体制づくり、記録と報告の積み重ね、自主的な業務マニュアルづくり、ヒヤリ・ハット事例の収集と活用、現場の知恵や意見を生かすQCサークル活動、継続的かつ定期的な職場内研修等が有効です。

## (参考)事故発生時の対応等について

### 【対応が求められる内容】

- ・次に掲げる事故等が発生した場合は、こども福祉課等あてに事故報告書を提出してください。  
(令和3年7月30日付松障福第325-1号松こ福第184号障害福祉課長こども福祉課長通知)
- ア サービスの提供時の入所者等のケガ等又は死亡
  - ※ケガ等とは、医療機関での治療を要するものをいいます。
- イ 入所者等の行方不明(外部の協力により捜索活動が必要となる場合)
- ウ 職員(従業者)の法令違反・不祥事等(個人情報情報の漏えいや利用者預り金の横領など)
- エ 食中毒及び感染症の発生(インフルエンザ、ノロウイルス、0157等の集団感染)
- オ 火災、震災、風水害その他これらに類する災害による、物的・人的被害の発生
- カ その他管理者が必要と認める場合

※松本市ホームページに様式を掲載しています。

トップページ → 健康・福祉 → 福祉・介護 → 障がい者 → 事故発生時の報告について

### ❖松本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(基準条例)

#### (事故発生時の対応)

- 第53条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市(法第21条の5の5第2項の規定により市以外の市町村が通所給付決定を行う場合にあっては、当該市町村を含む。)、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
  - 3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

## 5 変更の届出～項目について～

	変更事項
1	事業所(施設)の名称
2	事業所(施設)の所在地(設置の場所)
3	申請者(設置者)の名称
4	主たる事務所の所在地
5	代表者の氏名及び住所
6	定款・寄付行為等及びその法人登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る)
7	医療法第7条の許可を受けた病院又は診療所であること

	変更事項
8	事業所(施設)の平面図及び設備の概要
9	事業所(施設)の管理者の氏名及び住所
10	事業所(施設)の児童発達支援管理責任者の氏名及び住所
11	主たる対象者
12	運営規程
13	障害児(入所・通所)給付費の請求に関する事項
14	協力医療機関の名称及び診療科目並びに当該協力医療機関との契約内容

## ◆児童福祉法(変更の届出等)

## 第二十一条の五の十九

①指定障害児通所支援事業者は、当該指定に係る障害児通所支援事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該指定通所支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

② 指定障害児通所支援事業者は、当該指定通所支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 28

## 5 変更の届出～加算編～

変更事項	内容	提出の期限
障害児(入所・通所)給付費の請求に関する事項	新たな加算算定	変更年月日の前月15日まで(15日が閉庁日の場合はその前日・前々日)
	加算区分の変更 (報酬区分が上がる場合)	
	加算算定を終了する場合	できるだけ速やかに (変更年月日から10日以内)
	加算区分の変更(報酬区分が下がる場合)	
	加算区分の変更はないが加算に係る人員が変わる場合	

変更届出書及び変更項目ごとに必要な添付書類は、松本市ホームページに掲載しています。  
 市ホームページ → 健康・福祉 → 福祉・介護 → 障がい者 → 障害福祉サービス事業者等の指定申請等について → ①変更時チェックリスト  
 ②変更・廃止・休止・再開・指定辞退【障害児通所支援関係】  
 ③基本報酬の算定に関する届出【障害児通所支援関係】

※給付費については、加算届け出に必要な書類一式(R6.4～)を確認ください。

# IV こども性暴力防止法

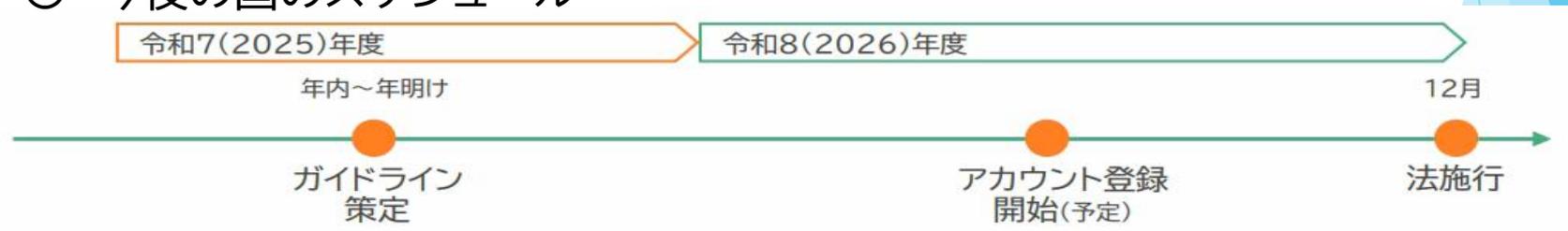
# IV こども性暴力防止法

2026年12月25日から

こども性暴力防止法(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)が施行される

- ・ 制度開始後、従事者に性犯罪前科の有無を確認することが求められる
- ・ 性犯罪前科が確認された場合には、性暴力の恐れがあるとの判断のもと配置転換等の雇用管理上の措置が必要となる。
- ・ 制度開始後のトラブル防止のため、制度開始前から、採用選考の際、誓約書等で求職者の性犯罪前科の有無を確認できるとよい。

## ○ 今後の国のスケジュール



## ○ こども性暴力防止法施行ガイドライン

こども家庭庁ホームページ→こどもの安全→こどもの性被害を撲滅するための政府の取り組み→こども性暴力防止法

# IV こども性暴力防止法

令和8(2026)  
12/25  
施行予定

教育・保育などを行う事業者の皆さまへ

## こども性暴力防止法 による対応がはじまります！

- Point 1** 制度開始後、対象事業者は、従事者に、**性犯罪前科の有無を確認すること**が求められます。
- Point 2** 性犯罪前科が確認された場合には、性暴力のおそれがあるとの判断の下、**配置転換等の雇用管理上の措置**が必要になります。  
※ こどもに接する業務に就かせ続けることはできません。
- Point 3** 制度開始後のトラブル防止のため、**制度開始前から、採用選考の際、誓約書等で求職者の性犯罪前科の有無を確認**しておいてください。

### こども性暴力防止法とは？

性暴力は、こどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。こども性暴力防止法では、対象事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられています。

### 制度の対象は？

こどもに教育・保育などを提供する事業のうち、次の事業・業務が対象となります。学校、認可保育所などは、公立・私立を問わず、性暴力を防ぐための取組が義務となります。それ以外(放課後児童クラブ、学習塾など)は、国が認定をすることで、制度の対象となります。

	義務対象	認定対象
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校(幼稚園、小中高)</li> <li>認可保育所、認定こども園</li> <li>児童養護施設</li> <li>障害児施設 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認可外保育施設</li> <li>一時預かり、病児保育</li> <li>放課後児童クラブ</li> <li>学習塾、スポーツクラブ など</li> </ul>
対象業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>教員、部活動指導員</li> <li>保育士</li> <li>児童指導員</li> <li>児童発達支援管理責任者 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育従事者</li> <li>子育て支援員研修等受講者</li> <li>放課後児童支援員</li> <li>塾講師、指導員 など</li> </ul>

### 今後、皆さまにお願いすること

制度の開始後※1、対象事業者には、次の措置が求められます。

- 安全確保措置 …… 被害の早期把握のための面談・アンケート、相談体制の整備 等
- 犯罪事実確認 …… 従事者の性犯罪前科の有無の確認
- 防止措置 …… 性暴力のおそれがあると判断される場合のこどもとの接触回避策 等
- 情報管理措置 …… 性犯罪前科等の情報の適正な管理

特に、性犯罪前科が確認されるなど、性暴力のおそれがあると判断される従事者については、配置転換等の雇用管理上の措置が必要になるため、制度開始後のトラブル防止の観点から、

- 就業規則等を整備して従事者に周知しておくこと
  - 採用選考の際に、誓約書等により性犯罪前科の有無を確認しておくこと
- 等の対応を、制度開始前のいまから事前に行っておくことが重要です。



### いまから着手が必要なこと

#### 就業規則の整備等

就業規則等を整備して従事者に周知すること、採用選考時に性犯罪前科を確認することなどが重要です。



#### 従事者への周知

制度開始に伴い、従事者が対応すべき事項(性犯罪前科の確認、研修受講等)の周知をお願いします。



### 施行までに対応が必要なこと※3

#### 法で求める体制整備

こどもからの相談窓口の設置、不適切な行為の検討など、法で求める取組の準備が必要です。



#### GビズID登録

手続はオンラインで行います。なりすまし防止のため、GビズID※2の事前取得をお願いします。



※1 令和8(2026)年12月25日以降を予定しています。  
 ※2 デジタル庁発行の事業者向けID。1つのID・パスワードで複数の行政サービスへのログイン・手続が可能となります。  
 ※3 詳細は、ガイドライン策定後にご案内予定です。

こども性暴力防止法の詳細については、こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

こども性暴力防止法 検索



こども家庭庁

2025年9月作成

こども家庭庁HP

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou> 32

## V 障害福祉サービス等情報公表制度における 「経営情報の報告(見える化)」の開始について

## 目次

1. 経営情報の報告(見える化)の開始について
2. 報告内容について
3. 報告期限について
4. 公表方法について
5. 障害福祉サービス等情報公表システムヘルプデスク
6. 関連ホームページについて

# 1. 経営情報の報告(見える化)の開始について

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第65条9の8第3号及び児童福祉法施行規則第36条の30の4第3号に規定する「経営情報」の収集及びデータベースに係る整備をし、収集した情報を属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度が創設されました。
- 「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について(平成30年4月23日付障発0423第1号)」の一部改正により、経営情報の報告が必要となりました。

# 1. 経営情報の報告(見える化)の開始について

- 運用開始

令和7年8月29日

- 報告方法

障害福祉サービス等情報公表システム(WAM NET)

※操作手順の詳細は「障害福祉サービス等情報公表システム操作明書(事業者用)」をご確認ください。

## 2. 報告の内容について

- ①事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報
- ②事業所又は施設の職員の職種別人員その他の人員に関する事項
- ③事業所又は施設の収益及び費用の内容

# 3. 報告期限について

## 令和6年度(2024年)決算情報の入力・報告

- 令和8年3月31日までに報告

## 令和7年度(2025年)決算情報の入力・報告

- 令和7年12月～令和8年2月が決算月の事業所  
⇒ 令和8年4月～6月の3か月の間に報告

- それ以外の決算月の事業所  
⇒ 毎会計年度終了後、3か月以内に報告

### 【参考】

経営情報以外の障害福祉サービス等については、これまで通り、毎年度5月1日～7月31日

までが定期報告期間になります。

## 4. 公表方法について

- 令和8年4月以降 公表

全国の障害福祉サービス等事業所から各都道府県等へ報告された情報のグルーピングした分析結果を国が公表

# 5. 障害福祉サービス等情報公表 システムヘルプデスク

<電話番号>

0570-666-081 ※受付時間:平日9:00~17:00

<問い合わせ送信フォーム>

<https://www.int.wam.go.jp/sec/opndom/wamappl/js/sinq.nsf/fInquiry?Open>

# 6. 関連ホームページ

## ①WAM NETログイン画面

事業者(法人)ごとのログイン情報(ID・パスワード)が必要です。

<https://www.int.wam.go.jp/sfkohyoin/COP000100E0000.do>

## ②厚生労働省通知

「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」(平成30年4月23日付障障発0423第1号)が確認できます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001552994.pdf>

## ③都道府県・事業者向け説明会

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課説明資料が確認できます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001529956.pdf>

## ④障害福祉サービス等情報公表システム操作説明書(事業者用)

システムの概要、操作手順が確認できます。

[https://www.wam.go.jp/content/files/pcpub/top/shofukupubsys/manual/jigyo\\_smanual\\_1.7.pdf](https://www.wam.go.jp/content/files/pcpub/top/shofukupubsys/manual/jigyo_smanual_1.7.pdf)

# おわりに

## OR6年度までに義務化された項目

- ・ 虐待防止措置実施
- ・ 自己評価結果等公表
- ・ 身体拘束廃止実施
- ・ 支援プログラム公表
- ・ 業務継続計画策定
- ・ 障害福祉サービス情報公表報告 等

## こども家庭庁HP

ホーム→ 政策→ 障害児支援→ 障害児支援施策 →令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

## ○令和6年度障害福祉サービス等の集団指導

集団指導資料(障害児通所支援 監査・報酬等)

松本市トップページ → 健康・福祉 → 福祉・介護 → 障がい者→ 指定障害福祉サービス事業所等の集団指導について

今後も適正な事業所運営をお願いします。